

刻反

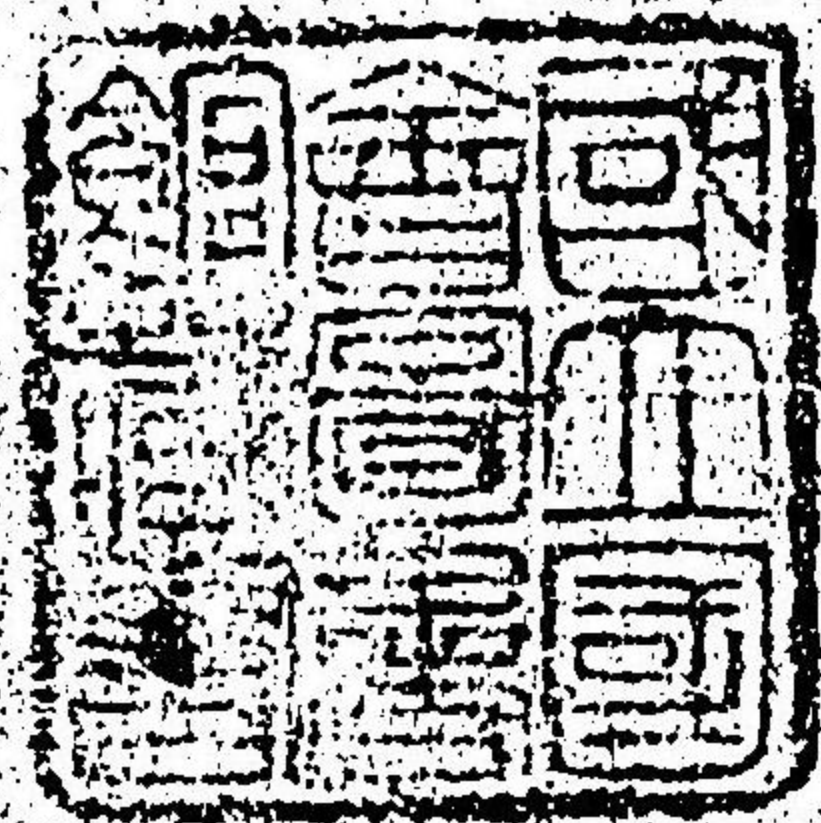
祝詞略解

久保季茲著

五

176.4

Ku744n

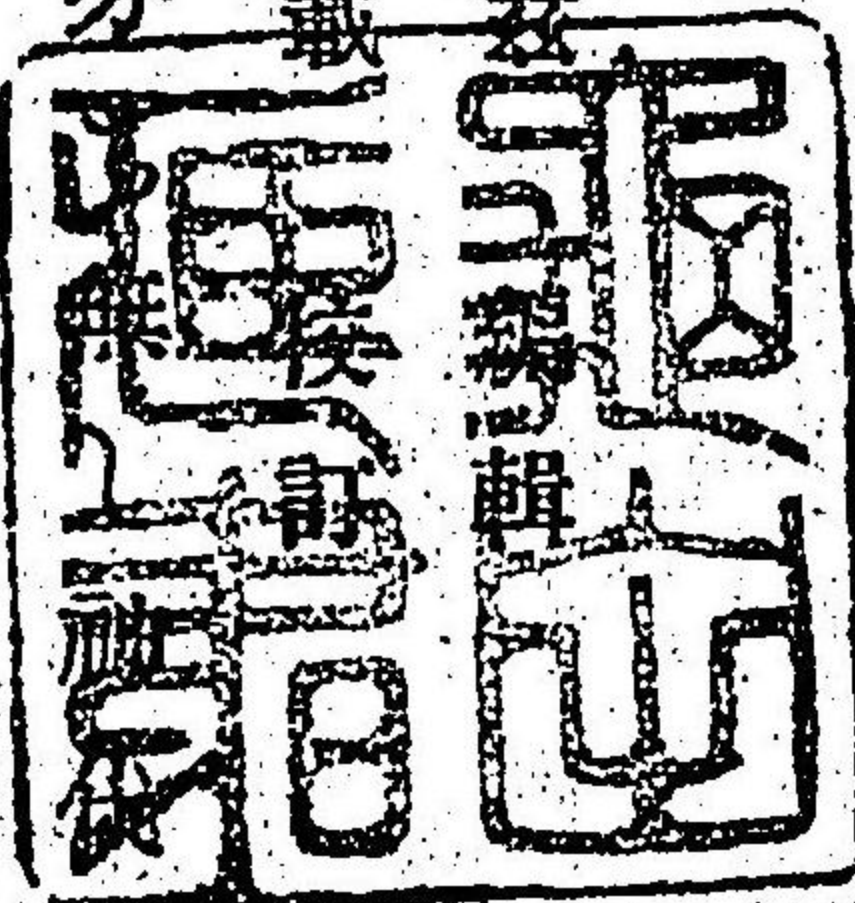


338165

祝詞略解五之卷

大嘗祭 考云まづ上代には大嘗新嘗といふ分

久保季茲
矢部文載



紀に新嘗とあるは思ふに年々の事からむ仁徳天皇紀に
新嘗とあるは何れとも知難し清寧天皇十一月紀に依大
嘗供奉料遣播磨國司云々とあり又弘計天皇紀に右同事
と新嘗と書流をど是は共に即位の時の大祀の大嘗と聞
ゆ文武天皇紀に新嘗とありも事乃をま同じく大祀の大
嘗也かえて後文武天皇の神祇令仲冬常例の祭の條に大
嘗とあるは毎年の祭あり同令次條に凡大嘗者毎世一度
國司行事以下毎年所司行事在京諸司預祭事者也と有て一世一度

とも毎年なるとも共に大嘗とあるかゝる此式にハ新嘗
祭と記きたる然るは爰は大嘗祭であるからハ其の祝
詞に天津日嗣知看す始の大嘗の由の言あるべきに然事
見え之彼大嘗祭の時諸國へ御使立ちて幣を班ち玉ぬ條
にも卯日に官にて諸社へ班幣の時にハ祝詞の事は見え
之して新嘗祭の所にハ祝詞ある云々○大嘗祭日時五畿
七道の諸社奉幣たまふ事と十一月卯日幣を班ち玉ふ事
は其式に見ゆ新嘗祭の時幣を神祇官にて班たせらるゝ
事は四時祭式の下にあり○新嘗祭奠幣案上神三百四座
並社一百九十八所此は古本云々前一百六座云々右中、外
日於此官齋院官人行事諸司不供奉但頒幣及造供神物料度中
臣祝詞料准月次祭○大嘗新嘗を分ちしまへ令より後い

此の御時にや續日本紀以下の史を考べし○後釋云ふハ
は毎年の祭の内みれば毎年の新嘗なる事は論なきを新
嘗と顯はせ之して大嘗と題せられたるも古の唱なれば難
ハなし○今按に大嘗新嘗の事なほ記傳卷八に委しく見
えたるを考へ合すべし○神祇志料に云天武天皇紀元年
大嘗といふ事見えて其後四年五年あるをば共に新嘗と
云ひ持統文武相繼て大嘗を行ふ時ハ大嘗新嘗を分ち云
ふふと爰に始るも乃明けし且年中行事秘抄に仁和書を
引きて國家大嘗會天武天皇御世より起るといひ皇年代
略記にも又同趣に云ふは大嘗の始を云ふにはあらて新
嘗大嘗分ち云ふ事の始なる由あり○今按に此祭は高天
原にて天照大御神に始まり此國にては瓊々杵命の筑紫

大朝廷にて行ひ給ひしより今に絶えざるまゝと踐祚大嘗
卯日神事辰日公事と分れし事まの祭の状全く神今食と
同じき事まの祭は祈年祭等に五穀豊饒を祈り玉ふ報賽
の御祭あるまじく天武天皇紀五年なるは悠紀主基の事見
えたれど毎年のにて踐祚大嘗に非ず事その外くもく
講義に説る事あれど所狭きば省るり○後釋云凡そ
大嘗新嘗は天皇の聞食すを主とする事にて神に奉り給
ぬも天皇の聞食さむとあるに就て先奉たまふなり故
古書に大嘗をば聞食ののみ云るは是天皇の聞食を主
とる故也然れば神々に幣帛を奉らせ給ふも天皇の大嘗
を聞食むとするに依て奉りたまふにて此祝詞は其由を
申させ給ふ祝詞にまじくあれ神に大嘗を奉り給ふ祝詞に

は非ぞ大嘗に依て幣帛を奉り給ふ祭やいぬ事也抑世人
大嘗新嘗は唯神に奉り玉ふとのま主や心得たは古意
にあらざ古書どもに此事を云は詞を心を着て能見は曉
るべし即此祝詞に皇御孫命乃大嘗聞食奉爲故爾やある
にてし知るべし○記傳云於富爾問の爾問は新饗を約
るにて新稻を以て饗と云ふ名あり云々

集侍云々 講義云祈年月次祭例此に同じ但新嘗祭式に諸
社乃班幣を記をきたる終に右中卯日於此官齋院官人行
事諸司不見ゆを以思ぬに祈年月次等の如く大臣以
下諸司の共に預るにてハ無を唯神祇の官人のまにて供
奉たりしものなる云々貞觀儀式大嘗祭條にも卯日平明
神祇官班幣帛於諸神とありて諸司の供奉事おし依て

思ぬに大嘗新嘗やもに神饌を供せらるゝが本にて頒幣ハ却て末おれが故なと云々

天社國社登敷坐留 講義云敷坐とは宮殿を建て其處に鎮坐と云々家議を建る地を屋敷と云々○祈年月次やもに稱辭竟奉とあり彼が如たハ此方とて天社國社を定めて齋き祭る由なるが此は其天社國社と神等の鎮在す方を指して云はにて主客の相違あり云々

中卯日 講義云中臣壽詞に中都卯日と有に依て訓べし云々

天都御食 考云紀一書に天忍穗耳尊を天降し玉ハむとて天照大御神乃詔の中に以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒ちぬに依て云はる○講義云今此大嘗も當りて

皇御孫命の聞食し初る大御食を直に天津御食と申成て祝給ぬかり

相宇豆乃比奉 考云孝謙天皇紀の詔も天坐神地坐神乃相宇豆乃比奉也宣稱徳天皇紀に天地宇倍奈比由流之天と詔はせたり宇豆奈比は謠合と云に意均きを知ら云々○詔辭解云俗に神の納受し給ぬと云ぬに當れり○講義云万葉十八に天地乃神安比宇豆奈比皇御祖乃御靈多須氣豆とあり此言義は古事記に三貴子と見え神代紀に珍子とあるとも大殿祭詞に依て宇都御子と訓へた例なるが猶万葉六に天皇朕宇豆乃御手以又祝詞に宇豆乃幣帛とある共に同じくして珍貴ぬ意と憐愛と心意と物を盡し極めた意と有て皆同類乃言也奈比は商

呪トマシヒコラヒなどの例にて物の並累る状の時いふ詞なり此を
乃比とも云ひ音通あり調マシヒコラヒ儀なせの例有て奈比に同じ
皇神等の相宇豆乃比奉給ぬ事状は何ぞと云に祈年月次
等の詞に見えたは御祈の事共を聞食感る玉むて當年大
に年有て豊饒かると云かりあり
茂御世爾幸明奉止依志講義云神代紀かゝる大御神の御詔
に以吾高天原所御齋庭之穂亦當御於吾兒とも葦原千五
百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行
矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣ともある大御命を指て心
得べとも又祈年祭に云々大忌祭に云々風神祭爾云々その
餘の諸祭とも稲穀の御祈を主とたまぬ事かゝるに此
は其天社國社の神々の御守護に因れる事を云るなり然
れば祈年月次祭等に御祈有て報賽の爲に行ハ玉ぬ此

新嘗祭にしあはれば必其事を引出て幸奉止依志とは宣る
事なり依志賜爾依志といふ意味かり次句千秋五百秋に
平久安久聞食云々と有に對照して曉るべし本に奉
て出雲本には爾に誤れり又賀茂翁の考に奉
平久安久聞食と改られたるは甚しき謬あり云々
平久安久聞食云々講義云上に皇御孫命乃大嘗聞食奉爲故
爾とある其大嘗を千秋五百秋に平を安を聞食と也
豊明爾明坐奉記傳云豊明ハ登余能阿迦理也訓云々豊ハ
例乃稱辭明はもと大御酒を食て大御顔の赤らみ坐格
と申せる言にて祝詞に豊明に明坐也ある是也又赤丹穂
爾聞食也あるも同事にて御酒を食て御顔の赤るを申せ
る也統紀に黒紀白紀乃御酒を赤丹乃保仁多末倍惠良
伎と有て以知べし此ハ當の御顔を申すにハ非御酒と

食て赤らみ坐^り由^り右の續紀の文にて知れべし又大
嘗祭詞爾は御食とのみ有て御酒の事ハ云ざるにも豊明
爾云々有ハ如何と云に凡て御食と云ハ御酒も其中に
具る内に大嘗ハ殊に御酒を重くし玉^めま^と云も更^もか^ら
中臣壽詞の文を以知るべし然れば豊明爾明坐と云ハ元
彼登余本岐本岐或ハ神集爾集又伊豆乃千別爾千別^氏か
ど云格の語も^れが即ち其宴乃名とハ成^まるなり○講義
云職員令の大嘗乃義解に朝者諸神相嘗祭夕者供^{新穀}於^二
至尊也^也有て諸神乃相嘗も至尊の聞食すも同日の事か
り^もむ^を中古と^る卯日ハ神事にて辰日豊明節會なり云
々○今按に此職員令義解乃文^れま^とハ別に云ぬべし講
義乃説も信を難きま^とあり

荒妙爾備奉^氏 講義云爾辭乃下爾至迄爾の字を加ふる意
得べし

事不落 考云事を漏さ^る也○講義云祈年月次二詞には事
不過とあり同事か^ら言様に依て其義に小異ある此は
其幣帛を主といひ彼は其所言を主と立たるなり○公事
根源新嘗祭の條に云新嘗祭は神今食に同じ平^手の數十
二かり其外は替ら^る是は今年の初穂を神に奉らせ給ふ
義あり○同書神今食乃條に云大較ハ大嘗祭の神饌の義
に同じ云々伊勢天照大神を勸請申されて天子御身自ら
神饌を供せさせ給ふにや云々○今按に此祭の^方略を諸
書の此祭また神今食の儀式を合さ^て心^きか^記をば十
一月中卯の日早旦神祇官にて新嘗の班幣ある^{神名帳に}
新嘗とあり

る社々にて此時の祝詞 其夜戌刻に乗輿神嘉敷に幸す主
殿寮御湯を供す神祇官大殿祭を仕奉る祭に預る司人各
々事を執る神座を敷く神座は南枕にしてまつ一丈貳尺
上に九尺の疊七帖その上八重疊を敷き八重疊の下に坂
枕を敷く御衾を疊の上に乗る神座の東に巽に向て半帖
を敷き御亥一刻に采女時を申し宸儀神殿に進み給ひ宵
の神饌を奉らせ給ふ神饌は御飯鮮物干物菓子汁物等な
寅一刻こは貞觀儀式に據り曉の膳を供す儀式宵に同じ卯
一刻に還御了りて大殿祭ある辰日豊明の節會なり根
に云今年の稻を神に奉り給ひて今日君
も聞召し臣下にも賜ふ節會行はる云々

鎮御魂齋戸祭 考云四時祭式に十二鎮御魂齋戸祭云々右
於官齋院中臣行事と云々此は神祇官の齋院を齋戸なり

ぬ清和天皇紀に神祇官の西院齋戸神殿とあり是即八神
を齋奉る所也かくて貞觀儀式の四時祭にも十一月中
寅日晡時宮内省にて行はる、御魂鎮の事は委しくあり
て此十二月なるは此式乃みにして他に見え後世江次
も見是は大臣などの参集も無えて輕き祭にやあらむ然
る彼彼宮内省の重き祭に祝詞の事見え後世江次して此齋戸
祭にのまかを祝詞の有はおぼつかた事かる借の齋
戸祭祭には幣の外の事いまか式に記されて事の狀
明ららた依てるの十一月行はる、事を左に引て此祭
の大概を知らしむとするか

鎮魂祭中宮准之但神八座神魂高御魂生魂足魂玉留大直
日神一座云々右其日御巫於官齋院春稻籩以鹿筥炊以韓

竈訖、即盛、蘭筭、納櫃、居案、神部一人、執向、祭所、供之、云々、右中、
寅日、晡時、中宮鎮魂、五位以上、及諸司、官人、參集、宮内省、をて、
内侍御服、を持て、内々、出大膳造、酒司、八代物、を供給、を次、
に、猿女、を参らす、時に、大臣式部、を召て、諸司、をまゐら、治、
部、を召て、歌女、を参ら、大藏に、鬘木綿、を給はせ、神祇伯御、
琴、をた、笛吹、を召て、合さし、歌者、始奏、神部堂上、にて、手、を、
拍ち、事、を權、御巫、猿女、舞終りて、神祇、五位一人、侍從、二人、
宮内、丞一人、内舍人、二人、大舍人、二人、次、を以、進て、庭に、舞、并、
官宮内省、を喚て、酒食、を賜、三度の、後、拍手、て、退、是、より、前、
棚上、に、槽、を伏、案上、に、御衣、を置、かの、琴、笛、を仕、る、時、御巫、
右の、棚の下、にて、舞、中、臣、絲、を結、ぶ、御巫、その、宇氣、を梓、に、
て、突、鳴らす、間に、内侍御衣、の、筥、を開て、振動、かす、か、して、

其御魂結の糸を御竈の神鍋へ入て封る事など江家次第、
抄に委え○まの祭の起き事古事記に天照大御神、天、
岩門に隠れほし云々天、宇受賣、命、日影、天照、に繫、る、真、杵、を、
襦として小竹葉を手草に結て天、岩屋戸に汗氣伏て踏蟲、
かし爲神懸云々神代紀、又紀に猿女、遠祖、天細女、命、則手、
持、茅、纏、之、鞆、立、於、天、石、窟、戸、之、前、巧、作、俳、優、云々、ま、ま、ら、の、事、
と、な、は、し、て、か、も、也、然、れ、ば、天、皇、の、御、魂、の、岩、戸、隠、れ、し、玉、は、
ぬ、爲、の、祭、か、る、事、知、べ、し、古、語、拾、遺、に、鎮、魂、之、儀、者、天、細、女、命、
之、遺、跡、則、御、巫、之、職、者、應、任、舊氏、云々、と、云、る、は、然、る、ま、と、か、
り○舊事紀に天神詔、授、天、璽、瑞、寶、十、種、云々、又、云、磐、余、彦、尊、
元、年、十、一、月、庚、寅、宇、麻、志、麻、治、命、初、齋、神、寶、奉、爲、帝、后、鎮、祭、祈、
請、壽、祚、其、鎮、魂、之、祭、自、此、而、始、矣、と、云、る、は、彼、十、種、神、寶、ち、ふ、

ものとり附添たる説にて皆取に足らず云々○今按に考に
はるく舊事紀を取られぬど此は實に正しき古傳の有し
を記したる物や聞ゆれば信用べし考説は却りて委しか
らざ○後釋云齋戸は伊波比度と訓べし戸は借字にて處
の意なり此は神祇官齋院の事にて八柱神等を齋祭る處
なる故に齋戸と云ふ斯て此祭は彼處にて行はるゝ故
に齋戸祭といふ抑此祭に限りて其行ぬ處を以て祭の名
とする事は彼十一月に宮内省にて行はるゝ鎮魂祭ある
故に其と分む爲に處の名を以いふるべし偕その十一
月の鎮魂もある上に又此祭とある故はまの祭は御坐所
に平かに坐坐むまを祈り給ふを主とする祭にて鎮御
魂と云も御坐所に鎮る由かり然きば此祝詞初に大殿の

事を以終に平久御坐所爾令御坐給止云々といへる○
講義云四時祭式云々此條の末に右於此官齋院中臣行事
と有を以て考ふるに彼鎮魂祭の如く諸司の預る所に非
ざして神祇官にて其官人の系の行ぬ所かゝるが故に殊に
其式をも載出をもざるかりなり又其日を何日と載られ
ざるも其宜き日を十二月の中に定めて行はるゝ事か
が故かゝるべし云々彼鎮魂祭は御魂を招殖す神事まの齋
戸祭は其鎮魂祭に結びある御魂緒を齋戸に鎮祭るにて
御坐所や有も彼齋院に坐八神殿にかゝる事下に云が如く
必別々の事ならざ同事の前後の序かゝるものかりさ終は
右の鎮魂には御巫以下の人々に種々の所作ありて祝詞
無を此鎮御魂齋戸祭ハ本官にて中臣の執行ぬやはいへ

ども尋常の神事の如き故に祝詞の義ありて異終る所作なきかり借此詞の体凡ては古から迄今京以降の語格も且々に交り令及び儀式とも此事を載らば唯此四時祭式にの義記されどもて當時殊に故有て出來る神事ならむを猶行はせしめて延喜以後には絶たらむると思ぬに然らば詞に自此十二月始來十二月爾至万且爾とあれば申を迄なく恒例の神事なるに其跡の全に物に見えざるに就て考ふるに十一月宮内省にて行はる、鎮魂祭の魂宮を十二月に當て神祇官齋院に鎮免替るも此齋戸祭には有べき然思ふ由は三代實錄に貞觀二年秋七月廿七日甲辰倫兒開神祇官西院齋戸神殿盜取三所齋戸衣並主上結御魂緒等とあるにて魂匣を收奉る

所在なるまと著明なればかり三所齋戸衣とは天皇中宮春宮の御事を申せりと聞然きども十一月かゝるが主なる祭にて十二月かゝるはと齋戸に鎮祭給ぬ事にて事輕たに似たり是を以て諸史どもに十一月かゝるの義記を於て十二月なれを省る、例と見えたり十二月とはいへども定れる日とて有るべし然きは鎮御魂齋戸祭と古來訓來るまはにはあはれども鎮御魂齋戸祭と訓義改むべきかりきて其御魂とは彼鎮魂祭の御魂匣を云なり

中宮春宮云々 講義云神名式に依て考れに神祇官西院坐御巫等祭神廿三座並大月とある中に御巫祭神八座並大新嘗中宮東とありて八柱神の御名を載らざる此御巫祝詞に大御巫とある右社々は何も御巫の齋奉れ中に

殊に此八神は鎮魂の神に坐す故に中宮より東宮より
も御巫を附進せらるゝて祭らし免給ぬか。然れば天皇の
御は大御巫此を守り中宮東宮は各其巫ありて此を主
る事也と見えたり故祭式も此條下にも中宮准之見
ぬ又別條に東宮鎮御魂祭戸祭とは有なり。又鎮魂祭
中宮准之又己日日時時供東宮鎮魂とも見ゆ云々。借十一月中寅日宮内省にて鎮
魂祭を行ひ給ひて御魂緒を結び御魂宮に収め十二月に
至て之を右の齋戸に鎮奉り去歲乃舊に易ぬ此を鎮御魂
齋戸祭とは云なり。さて鎮魂祭に御靈を殖しゝるを御魂
匣に収て齋戸に鎮祭事はしも右の八神ハ祈年祭乃下
に説る如く天皇を始奉て天下人類の身体を守護給ふ神
に坐す故にその神等の齋戸を御魂の御坐所と爲たはぬ

事あり云々

高天原爾云々安國止定奉_玉 講義云此ハ皇孫命の顯國を
所知して大御世の定れる初を云ふなり安國止定奉_玉に
て文勢落着して下へ聯ひ此までは天皇の御事以下ハ
八神の御在所にて所謂齋戸の事なり思混べからん云々
安國と平久所知食止定奉_玉といふ意味かり如斯省に過
る狀あるハ此ハ鎮魂の事にあつて專と要あれ此國所知
食す事の委しきにハ及ぶまじければかり

下津磐根爾云々天之御蔭日之御蔭止稱辭竟奉_玉 講義云

此は彼神祇官西院坐御巫祭神八座乃鎮座す宮居の事也
上より聯けて見る時時かくハ例ハ春日祭詞に下津磐根
爾宮柱廣知立高天原爾千木高知_玉天乃御蔭日乃御蔭止

定奉且貢流神寶者云々とある是なるまの稱辭竟奉氏と
り後段から奉御衣波云々と有ともても天皇の御上と云
るには非る事著きを猶天皇の宮殿の御事に稱辭竟奉と
いふ例なきとも思ぬべきなり

奉御衣 講義云上から稱辭竟奉氏とり續めて心得べし彼
八神殿に奉らせ玉ぬかり上に引れ三代實錄に三所齋戸
衣とありを以思ぬに天皇中宮東宮共に大御身自召させ
給ふ大御衣を結御魂緒を共に齋ひ納免らるゝかりき
然れば此幣物には漏せられたるべし下に宇豆乃幣帛波云
々と條目を別られたるに心を着けて考ふべし 但絶一疋
下の御衣の料あらむ

上下 考云古事記に伊邪那岐命乃祓に御衣御裳御禪あり

又同記 應神下水壯士誓霞壯夫云避上下衣服とありて次

に織縫衣禪云々と有は禪を下と云たまを猶をきにはあ
らて彼御裳をまそ下とはいふべくればゆれ云々○講義

云上下とは天皇東宮に御は御衣と御袴なる中宮の御は
御衣に御裳かり備奉りある上は袍下衣單衣表裙下裙
袴單袴帔髻髮襪領巾等に至るまでも男女共に悉々不足

事かき備たるを云なり然云ぬ由は古事記云々避上下衣
服云々織縫衣禪及襪香云々と有にて上下云事著るを

ばかり云々○今按に記傳に上とは衣をいひ下とは袴を
云へりとして吉部秘訓抄などを引て諭せられたり右に引れ

考の説少し疑したふしあれと思ふ旨ありて載たる尙ま
の事別云べし

自此十二月始云々齋比鎮奉止申 講義云此段は彼鎮魂祭
に御魂匣を天皇中宮東宮の御魂として八神の御坐所の
齋院に平る令大坐給ると祈申させ給ふなり○自此十
二月は去年の舊きを當年の新しきに改めて納替ると云
り來十二月爾至万氏爾は當十二月に鎮祭るは來年のか
り是以來十二月爾云々とは云るなり借此に付て思ぬに
古は庶人に至迄も皆此魂祭をば物しるるにや詞花集に
曾根好忠魂祭る年の終に成にる今日にや又も逢はむ
呪すらむと詠るかど亡魂を祭る事とは聞はざればか
一首の意は魂祭する十二月に成ぬ此事を物するは眞幸
くて又來年の今日に逢はむとするならむ呪いふ事なる
を思ふに極えてまの鎮御魂齋戸祭を見擬ひ行ふが故也

云々御坐所は天皇の御坐所を云にあらざ調ゆれ齋戸に
て八神殿の御事也云々十二月某日は月の中に吉日を擇
び用ゆるるゝかり齋比鎮奉止申は十一月鎮魂祭の御魂
匣を右の八神の御坐所の齋處に鎮め祭らせ給ふとかり
○今按に此詞は考に論はきたる如を不審きまると多かり
然るを講義に考の説を謬として本文のまゝに解たるま
と上に引出たるが如し此説の中には信る難くればゆる
まともあれど古書ハおれべき限り原文のまゝに解くべ
くればゆる故に今姑く其説に據終りかほ鎮魂祭のま
は講義はた伴氏の鎮魂傳などにも委しく予も思ぬ由あ
りて記し出むとすきはすべて爰には洩せり

○

伊勢大神宮 考云崇神天皇六年に倭の笠縫邑に齋ひ奉り
ぬると垂仁天皇二十五年に大御神の教へ玉ぬまに
伊勢國度會縣五十鈴川上に齋き奉りしまや紐に見ゆ
が如しかくて古事記に天御孫命天降坐す時に曰々天兒
屋命布刀玉命天宇受賣命伊斯許理度賣命玉祖命并五伴
緒矣分加而天降也於是副賜其遠岐斯八尺勾瓊鏡及草薙
劍亦常世思兼神手力男神天石門別神而詔者此之鏡者專
爲我御魂而如拜君御前伊都伎奉以思金神者取持前事爲
政此二柱神者拜祭佐久々斯侶伊須受能官次登由宇氣神
此者坐外宮之度相者也云々○今按に此大御神の御事は
延曆儀式帳また倭姬命世記かどにその遷幸のまとも
詳に見えたれど事長をば爰には云はせきて考になほ

種々云れたるまとある歟後釋にも既に考に此に云はせ
たる事どもの中に誤心と多しとある如くなれば凡て引
出せ又講義には甚委々云ると中々に精密に過て紛らは
しめれば此はた一向に記をせむ

○ 二月祈年六月十二月月次祭 考云是より下の六の祝詞は
伊勢大御神の宮にむかひて御使の中臣の宣り申すか
○ 講義云神宮乃例年中三節祭と云て殊に重みするハ六
月十二月の月次祭と九月神嘗祭と合せて三節あり云々
○ 講義云祈年祭詞は既に上に出たる天社國社のと朝廷
にては等したを此に又此詞あるは諸社のは神主祝部を
召上せらるゝを神宮には御使を以奉らせ玉ふが爲にま

の詞は作ら終たる也所以に舛裁も甚古くはあらざるなりかて凡ての事どもは其辭別の文に盡せられたる故に此ハ其御使の幣帛を贈り奉ら給ふ由のみかり○今按に此等の祭の儀ハ延曆儀式帳かどに委し講義には書ども引出た終ど所狹るれば今は盡く省きて載らす
天皇我大命以臣 考云夫は殊に皇御孫命と有べきに臣民に宣坐る大命の如を有はれば成かなし○古き祝詞神賀詞を合珍見るに神に告には必老御孫命とあるか然るに今の京に書る春日平野久度古開はた此大神宮へ奉る玉ふ詞には天皇のと書をあるは如何か故か有けむ○今按に此は世降ちては古乃格は漸失れある故なるべし大神宮の詞はすべて古らぬを思ぬべきなり

度會乃宇治乃五十鈴川上 考云今の神宮の川つらかり云々○今按に度會は伊勢風土記に夫所以號度會者畝傍檀原宮御宇神倭磐余彦天皇詔天日別命覓國之時云々大國玉神遣使奉迎天日別命因令造其橋不堪造畢于時到令以梓弓爲橋而度焉爰大國玉神資彌豆佐々良比賣命參來迎相土橋郷岡村云々度會焉因以爲名也又宇治も五十鈴も地名かりまの五十鈴を字に就て五十の鈴の天より降りし由に云は倭姫命世記にも出て古き説かから據るに足らず

下津石根云々 講義云下津磐根に齋き奉るといふ事なり云々これを畧さ過して無く聞はたるを考に石根の下に數常母進留 講義云齋内親王奉入詞に依恒例とある如く常

住不斷の事に成てあるを云へり此詞より始て伊勢に幣帛を奉らせ給ふ詞には皆あるなり

其官位姓名云々 講義云神祇令に凡常祀之外須向諸社供幣帛者皆取五位以上卜食者充唯伊勢神宮常祀亦同有て古くは異姓の人をも用ゐられたれども後には中臣一姓の人を以祭主に補せられて他姓を用ゐらざる事となれり云々

令捧持 講義云御使の中臣に捧げ持しむれを云ふは上か
祈年祭詞に皇御孫命の宇豆能幣帛乎稱辭竟奉久止宣とある其を指せし事いふも更也

御命乎 講義云上に天皇我大命以豆である對照あり
申給久 考云上の申よる下まで三の申は御使の申す由也

○講義云御命を申給とある御命は此詞か常母進留二月祈年大幣乎云々とあるを流として事無き狀かまど猶足は必心ちす此御命と云ハ例の祈年祭詞第一、と其辭分とを指て云ぬなるべし然らざれば彼に宇豆の幣帛と云ひ此に大幣と云へば事別々なるが如くか流はばかり月次祭も之に大神官式六月々次祭の條に先使中臣申詔刀次官司宣祝詞とあるを思ぬに使中臣が詔刀は御詞を幣帛に附て申し官司宣祝詞は彼祈年月次である詞と辭分とを宣て稱宜内人等に其由を承諾らし免彼詞は稱宜内人より大前より申さし免玉ふ事諸社の例に等なるべし但儀式帳祈年祭の條官司從版位進告刀申とあるは其例である違へるが如きあり

豊受宮 考云ふは登與宇氣なるを與宇の約由なれば登由
氣と申すぞ古言の例なる然るを古事記の今本に登由宇
氣と書ふは後にゆゑをかく書ふかへるなるべし又後
世登與氣と申すはいと々古言知らて字に付て訓る俗の
わざなる○大神宮式に豊受大神一座相殿三座より登由
氣大神は既に大忌祭の條に申せる如く五の穀を始免て
上が上下が下まで人の生榮ゆる物乃御祖にゆしませば
日大御神に並次て崇奉るちぬ事諸人乃云るもかとし
く誠に然ぞ有べき云々○今按に考に此宮の御事くまぐ
さ云流たれど鈴屋翁の辨へられたる如く違へる事多
れば凡て引出せ又此宮の御事は外宮儀式帳等の書に委

しきみ見て知れべし○考云此所に右同祭といぬ言落し
ものなる前後に此類多し本乃いや亂れたりるむ
度會乃山田原乃 考云度會郡沼木郷山田原に坐ふと式に
見ゆ○今按に此所に鎮坐の事儀式帳に見えたる伊勢
五部書には種々の事あり信難たふと先哲の説の如し
講義にも説あるぞ予は信難と思へば引出せ
御命乎申給止申 講義云登由氣儀式帳に即大神宮司上
位告刀申とあり是かり

四月神衣祭 考云神祇令に孟夏神衣祭義解爾謂伊勢大神
宮也此神服部等齋戒潔清以參河赤引調糸織作神衣又麻
績連等績麻以織敷和衣以供神明故曰神衣云乃儀等式に

委しき神服部が織は絹也赤引糸即ち蠶糸にて参河の
神戸とて獻て伊勢の多氣郡の服部等服部郷に在る織
るなり又麻績連等は同郡麻績村に在る麻を以織るなり
式に服部戸二十二烟麻織戸二十二烟といへり此の和妙
荒妙右二氏の者始從祭月一日織作至十四日供祭その數
は大神宮和妙二十四疋荒妙八十四匹とあり豐受宮の數は
落たり荒祭宮の料のみあり六月々次祭に大神宮に赤引
糸四十鈎度會宮に同糸三十鈎とあり是に准へて知べ
し○後釋云考説叶は老神衣祭は大神宮にのみ有る外宮
にハカキ事あるを考漏せたり○講義云此祭四月九月
共に十四日にあり云々此は皇大神宮や荒祭宮に限り行
えり、神事あり○神衣祭の起源は神名秘書に機殿儀式

皇大神御坐高天原之昔云々殖桑葉於天香山以所養蠶之
御系云々とあり此時は何時か有らむ師説にいはれたる
如く神代紀に保食神云々とあり其時なるまや云々更か
り此時乃新嘗は朝廷の大嘗神宮の神嘗祭の起るを合
せて思ふべし

服部 今按に姓氏錄に服部連天御稗命之後也と見ゆ神宮
雜例集に引れ神服連等の解狀に於神衣勤者掛畏天照坐
皇大神御坐高天原之時以神部等遠祖天御稗命爲司以八
千々姬爲織女奉織云々あり

麻績 今按に古語拾遺に令長白羽神伊勢國麻績種麻以爲青
和幣と見ゆ姓氏錄に神麻績連天物知命之後也といひ天
神本紀に天八坂彦命伊勢神麻績連等祖とあり

和妙荒妙 講義云大神宮式に和妙衣者服部氏。荒妙衣者麻
績氏。各自潔齋始。從祭月一日。繼作至十四日。供祭とある是
かり

申給止申 講義云儀式帳に官司常例告刀申也。あは是也

如是申進 講義云上。あはは官司の直に神宮に向て申す

なるが故に申給止申とひひ此あはは官司其祝詞を申し

て後に大神宮の禰宜内人に宣て其宮に申せし免奉る事

あは故に是に於て稱唯あはなり建久行事記に玉串大内

人詔刀申 彼宮下部磯石とあはは是かり考に此稱唯上に

云れたるも儀式帳に官司常例詔刀申とあるを見落さむと

たるあはり但そを大神宮式に官司祝詞とあるは此詞

は申と宣との二を兼たる故に總云へり其差別は六月々

次祭の條に中臣申詔刀次官司宣祝詞とあるが如く此云

分てるに子綱

禰宜内人 考云式に二所大神宮者禰宜大内人毎旬率物忌

父并小内人戸人等分番宿直荒祭宮にも内人二人物忌小

内人各一人と有とて禰宜は職事内人は番上也 戸人は

人 あ ○今按になほ禰宜内人の事は次の月次祭の下にも

たれを見べし

○

六月々次祭 考云上に二月祈年六月々次祭と標して祝詞

あはに最初に出たれ神祇官の二月と六月の祭と同じ祝

詞あはが如し然るをまゝに重ねて六月々次祭で祝詞

乃異なるを思ふに上あはは天皇乃御使中臣の宣る詔刀

言まゝに學たるは大神官司の申は祝詞也此條はた四時

祭式の同宮の祭の條にも使の中臣申詔刀次官司宣祝詞

と云ふ是か其儀ハ式に六月十六日祭度會宮十七日祭
大神宮其儀十五日黄昏以後禰宜率諸内人物忌等陳列神
御雜物訖亥時供夕膳禰宜内人等奏歌舞十六日平旦齋内
親王參入度會宮至板垣門東頭下輿入外玉垣門就座於東
殿門内東西各有一殿東殿設齋内親王坐左市設命婦等座
西殿設女嬬等座訖即禰宜同取木綿入外玉垣門北門而
跪命婦若女嬬出受以奉齋内親王拍手而執着盤神宮司又
持太玉串若木綿賢木入同門而跪命婦亦轉奉齋内親王拍
手而執捧入内玉垣院門就座席命婦若女嬬避席進前再拜
兩段命婦訖玉串授命婦命婦受轉授物忌物忌受取立瑞垣
門西頭齋内親王還就本座然後禰宜刀着明衣衣冠并大神
宮司着當色並執太玉串禰宜立前大神宮禰宜立左右次宮司

次幣雜物并馬單行陳列次朝使進入外玉垣門當内玉垣門
並皆跪先使中臣申詔刀次宮司宣祝詞訖物忌内人等昇幣
帛業入奉置瑞垣内財殿齋内親王并衆官以下再拜拍八開
手次拍短手再拜如此兩遍既而衆官退出即使及宮司以下
向多賀宮齊王再拜兩段拍短手兩段退就解齋殿給酒食訖
入外玉垣門供倭舞先神宮司次禰宜次大内人幣帛使次齋
宮主神司次寮允以上一人酒立女一人持拍一人解了人
采女供卷或用女嬬不多次禰宜大内人妻訖齋宮女嬬四人
之時用禰宜内人等妻子同多供五節舞次鳥名子舞十七日參大神宮其儀同度會宮拜荒
賀宮同多○講義云六月十二月次祭ともに朝廷の御神事は
十一日かり儀式祭式ともに大神宮幣帛ハ置別案上差使
遣之とあり然して其使の到着て十六日ハ度會宮十七日

は大神宮に御神事ある也大神宮式に使中臣申詔刀次宮
司宣祝詞とあるを以見れば使は中臣氏の人々を任る
御定なる事既に祈年祭條に云り兩宮ともに儀式帳にハ
宮司の告刀申さるは見られたる使中臣の詔刀申す由
は見えど斯在は當時使中臣は只幣帛を奉るのみの御使
よて中臣は詔刀を申す事は有らざりしかり然るは宮司
の宣る所は中臣の申す所と何れか其異あるべきに付て
考ふるに宮司の宣るハ上に出る六月十二月々次祭の
條に出たる天社國社と大神宮辭別と此二條にて有るが
が宮司の宣る所は古くして中臣の申す詞は後に成れる
かり云々さて古くは右の天社國社の詞にて幣帛を進ら
る由を宣る辭別にて御祈の事どもを申さしめ玉ぬな

るが云々右の月次祭詞并に其辭別どもに神祇官にて大
神宮に申さしめ玉ふ詞を使中臣に宣る所にこそあるが
を中臣は伊勢に向む大宮司候して禰宜以下の人々に宣
し免て共々に皇大神の御前に申すまとかさしかば其詞
を用る内にも其取捨無ハ有べからず所以に右の月次祭
詞を御前にて申す時には何社と雖各その異あるべき也
然れば上に出たる二月祈年六月十二月々次祭詞の如き
は必古來をも用來る所あるべかり然れども其辭別
に至てハ文派甚く換らきて神宮にて其句探て天津祝
詞の太詔詞と云て其詞の中に加たりし事此月次詞の如
しきれど此二詞ともに延暦以後に定終りと聞えて体裁
甚古くもあらざれば式に使中臣申詔刀宮司宣詔詞とあ

る如く成る頃の所業かり是以て上に六月々次祭詞と辭
別て有て此に六月々次祭詞と辭別と同じ事乃二はあ
かりきり○さて大神宮には云々度會宮に至ては月次神
嘗祭とも御使を以令獻給ふ幣帛の詔刀ありて彼大神
官司の充奉る國々の神田所乃神戸の獻物に付ては別
に祝詞あは事かし云々思ふに度會宮の万事は大神宮に
准行はる御定おれば此詞に度會乃宇治乃五十鈴川上
爾云々天照坐皇大神とあるを度會乃山田原乃云々豐受
大神と換へ下に荒祭宮月讀宮云々やあはを多賀宮云々
と換へ用おら終しかりそは此詞は上かる伊勢大神宮二
月祈年六月十二月々次祭詞の次に在るべれを豐受宮を
隔て此にあて又下なる九月神嘗祭豐受宮同祭同神嘗祭

とある此同字は豐受宮に係たる同かは事を知せむ爲に
書るとればしるれば必換用られぬる事を脱せ終なり云
々○倭姫世記及諸書に雄略天皇の大御世に豐受大神鎮
座の段に皇大神宮託宣久吾祭奉仕之時先可奉祭止由氣
大神宮也然後我宮祭事可勤行也故則諸祭事以_二此宮爲_一先
也とあるは外宮ハ皇大神の御膳つ神に坐す故に先その
神を祭らふ給む其神より祭らふ給むて皇大神ハ其御
祭を受奉させ給はむとある此に依て三節祭を始めて諸
祭やもに先づ豐受宮次に大神宮といふ順次かり云々
度會乃宇治云々天津祝詞乃太祝詞手云々講義云此詞ハ
上かる二月祈年六月十二月々次祭詞を御使の中臣の申
畢て後に大神官司の宣る所なり此を官司より神主物忌

に宣聞す後、此に於て稱唯ありて共々に皇大神乃大前にその天津祝詞乃太祝詞ヲ申渡さる此詞を宣畢へ其幣帛を進納然後に齋内親王並衆官以下再拜拍八開手次拍短手再拜如此兩遍とあるハ唯拜み奉るのみならず其祝詞を申す心得なるを云も更かり若し不然とせば大神宮に向て申す詞に禰宣内人稱唱とあるを如何云ひ解かむとある

天津祝詞乃太祝詞 講義云次かゝる御壽乎手長乃御壽止如湯津磐村云々以下の文をいふかり○今按に天津祝詞之太祝詞に元來天皇祖神の皇孫命に事依し奉り給ひし御詔詞の事なるを神を祭る詞は凡て其祝詞を本とて白すまとなる故に何れをも天津祝詞の太祝詞を稱へる

ものゝ事平田翁の云はたるが如し

神主部云々 講義云禰宜ハ更かり内人物忌を以て荒木田氏かゝる部を云るなり下に禰宜内人等共稱唯とあるを照應て曉るべし然れば物忌にて神主姓かゝるハ上の二に屬する者なり所以に稱唯せざるにやあらむ禰宜神主と内人神主と物忌神主と三種ある故に部と云る部ハ其群をいふ云々さて禰宜内人ハ職名にて神主ハ朝臣宿禰等の姓の如し皇大神にてハ荒木田氏の人々悉く神主かゝる云々

物忌 講義云雜例集なる大同本記に神主乃女子等未婚乎物忌爾定云々物忌乎御饗殿奉入天云々物忌去出神主物忌乎率其殿前侍云々とあるが如し未幼少かゝるをもて

其父も共に仕奉らかり故此ハ物忌子と父とをいふ云々
借物忌とハ廣瀬大忌祭に云々如く神を祭らとして供進
る御饌以下の物を齋清免作り仕へ奉る職なり
諸聞食止宣 講義云大神宮司かゝる人朝廷の大御命を受賜
ハこそ其天津祝詞を自らも此を申し進り又神主部物忌
等にも傳へ申せしむる由なり宣の俗に申聞る申渡すな
の條下に委借此大神宮司ハ京より任られ下りて二所大
神宮の神封神戸を奉行す職掌かり云々其の宮司を置
けたる始二所大神宮例文大宮司 次第に第一中臣香積連須氣
孝徳天皇御世任とあれば此御代に國造を罷て國司を置
きたれば國司と宮司とを任給るるかゝる但此時督造助造
とも督領助督とも云々大凡令條の守介等の如くかゝりし

かり

禰宜内人 考云大神宮式に内宮にハ禰宜一人從六 大内人
位官
四人物忌九人童男一人 童女八人父九人小内人九人外宮にハ禰宜
一人從八 位官大内人四人物忌六人父六人小内人八人他宮に
ハ禰宜なし大内人二人物忌父各一人かど也○講義云禰
宜内宮ハ荒木田外宮ハ度會の氏人なりその荒木田ハ天
見通命の裔度會に大君子命裔かり多るが云々大神宮式
に大神宮禰宜一人從七 位官度會宮禰宜從八 位官とあるまとか
ども恩詔ありて次第に加級すれば五位にも至るなり云
々儀式帳延喜式に至るまで二所大神宮とも禰宜一人
かりと雖も今現に内宮に十員外宮に七員あるハ次々加
はれるかり云々内人ハ大神宮式に大内人四人小内人九

人とある是かり是れ荒木田宇治二氏を以補せらるゝ定
りかり○玉勝間に云書紀に中臣鎌足公を内臣と爲たま
へる事あり續紀の天平勝寶元年はた天平寶字元年の宣
命に大伴氏を内兵と稱せられらるゝあり同紀に内物
部といふ稱も見えたり是等内とは殊に親玉玉ふ由なり
されば内人も大御神の宮に親しく仕奉る由の稱あるべ
し
常磐爾堅磐爾云々 考云伊賀志御世では天下に天皇の御
稜威滿行を給ふを以ふ例なり然きは御壽に續けて其
分ち無ははいかゞ○講義云此文の如くにては事足は老儀
式帳及行事記にハ常磐爾堅磐爾伊波比與佐志給比伊賀
志御代爾云々あり此方にて能く通えり

阿禮坐皇子等乎母惠給比 講義云儀式帳には阿禮坐皇子
等乃大御壽乎慈比給比也あり
作食 後釋云ツクリタブルと訓べしタブルといふ言は續
紀の宣命などにもありて古言なり今世言にタブルとい
ふ是なま○講義云行事記にあはる此言の出たる中に食
倍留とあり全々ダブルと唱へたりし證あり
五穀乎毛云々 講義云行事記には五穀乎豊稔爾怒奉給と
も五穀豊饒爾恤幸奉給ともあり
三郡 考云度會郡多氣郡飯野郡の三は全を此大御神へ寄
せ奉り玉へ於神の御懸かり○神戸ハ此三郡の外に飯高
壹志安瀨鈴鹿河曲桑名にもあきと專かれを舉○講義云
式に三神郡とも三箇神郡ともあり

國々 考云大和に五十戸伊賀に二十戸志摩に六十六戸尾張に四十戸參河に二十戸遠江に四十戸是等を大神の御厨の戸といぬかり

處々爾云々 考云大和の宇陀郡に二町伊賀乃伊賀郡に二町伊勢の桑名鈴鹿阿濃壹志飯野度會郡々の中に四十二町一段かり是を大神の大御田とす

由貴能御酒御費 考云由貴は齋なる凡の御物の料とは異にて神饌に供ふるをば右の神田に作るに始まり齋清まはり御費の物を然して奉るなり○講義云由貴ハ御酒と御費とに係たれかり二所大神宮ともは年中齋慎て供奉る中に殊に此三節祭ハ重き御祭かゝるが故に朝大御饌夕大御饌以下の供進物をすべて由貴とは云かり止由氣宮

儀式帳 例 六月に始亥時至于丑時朝大御饌夕大御饌二度間

量供とある本註に此號由貴を記しそは仕奉る所を湯貴備奉所といふ皇大神宮儀式帳にも此以十六日夜湯貴御饌祭仕奉と記し其料の稻を收るを湯貴御倉と云る此則大御饌を本として其他へも及ぼせり大嘗會に悠紀主基やいぬ由紀を天武天皇紀に齋忌と書きたるまの字の意にて齋慎み清り竟たれ次いふなり御酒は大嘗祭に白黒の大御酒を奉る如く神宮にも黑白の大御酒の事あり儀式帳に酒作物忌云々酒醴備供奉とあるまは行事記に黒志乃御饌や云る是かり清酒作物忌云々確春白御酒備設作奉とあるは行事記に白志乃御饌やある是也云々清酒とあるは白御酒の事にて止由氣宮儀式帳に火無清

酒と云や同物なり今世甘酒といふ物此類也黒酒は今いぬ清酒にて
止由氣宮儀式に火向神酒といぬ是かるべし御費ハ御饌
ハ更にも云はる海山の味物を云ふ

置足成天 後釋云ふは心得ぬ書様なり足波志とあると高
成とを合考て云なるべしタラナシと云詞は有べくも
あらざ○講義云世記に置足天と見ゆ行事記に載する置
所足玉とあきば例の如くタラハシテと訓べし

大中臣 講義云大神官司と云り考に御使の中臣と云と云
後た終ど然にはあらざ云々大神宮神封の荷前御酒御費
を禰宜内人以下人々を率ゑ参て太玉串の前にウづをま
り居て其由を申し進るふと云かり

太玉串 考云式の此祭の次第に着木綿賢木是名太玉串

註務り其言の下に大神官司并執太玉串とあり御使ハ玉
串を執事見え云々○今按にハ講義の説の如く大神
官司の執るかり然るを考には使中臣のふと思は終た
る故に疑は終たるにて委しからるて太玉串を奉る状
まゑ玉串の由來などの事ども儀式帳に委し

隱侍天 後釋云棒び持て乃串に覆はるゑる状をもて云
なり笠を着る類も笠に隠ると云にて知るべし

荒祭宮云々 講義云ふは右二宮にも此天津祝詞を申して
幣帛を奉ると大神宮の禰宜内人等に宣るかり度會宮に
は多賀宮に

申す事なり儀式帳に記せると雖止由氣宮儀式帳に以十
七日高宮祭供奉告刀申やあるにて知れたり大神宮年中

行事十七日高宮御祭事地事之禰宜 十八日荒祭宮御祭事玉申大内と見たる是也云々 ○儀式帳に以十九日未時月讀宮祭行事四神殿在西宮二殿一殿坐伊佐那美尊靈東方二神殿在之中一殿坐月讀神一殿坐同神荒魂此先西宮拜畢即退東方向禰宜告刀申申畢朝廷幣帛并御馬等波即其宮内人爾預供奉云々

○ 九月神嘗祭 考云大神宮式に九月神嘗祭但朝廷幣數 大神宮御衣三匹禰宜預五月収封 云々式に又云米三石三斗酒米拾石雜供料米廿五石搥壹石神酒廿三岳諸國の神税を 事見 小税二百三十束以一把 大税一百八十束以五把 斤税一千二百二拾二束斤此此外種々ある度會同祭に御衣二

匹同上云々 同上 小税一百廿束大税八十束斤税八百束の外其數ハ減めをど皆となはれ 兩宮攝社にも各進物ありかくて左に日右月十六日祭度會宮十七日祭大神宮禰宜大内人各着明衣分頭左右宮司立中次使忌部捧幣次馬次使王入就内院版位使中臣申詔刀亦神宮司宣祝詞餘儀同月次祭○講義云二所大神宮ともに年中諸祭中に三節祭を重としそ乃三節祭の中に此神嘗祭を以殊に重くする所かり續紀に延暦九年九月甲戌奉伊勢大神宮相嘗幣帛と見えたり朝廷に於ても其式甚嚴重かり幣帛使と立らる大内の御神事の祈年月次神嘗ともに中祀のとなり諸司此爲に齋し又廢務かま是を以て今日の御神事の他に異かると知べし全く皇大神を尊み奉り給ぬ餘り

に今日は兩宮に限れぬ御祭也○四時祭式に神嘗祭の條
に右當月十一日平旦天皇臨大極殿奉幣事見儀式其使諸王五
位以上及神祇官中臣忌部官各一人給當色執幣五人使從
者三人各給潔衣布一端但齋王參入之時就御座於大極殿
事見儀式あて齋内親王伊勢に趣か玉ぬ年には大極殿
にて行れ八省院に障ある時は神祇官廳にて行はるゝま
とかり云々公事根源例幣の條に一日より今日に至るま
て僧尼輕重服の人參内務是は大神事ある故也例幣は
伊勢大神宮へ御幣を奉らせ給ぬ毎年の御事あるに依
て例幣は申すなり云々同書に養老五年より始て官幣を
被奉と有ふと疑はしめられまは續紀に養老五年九月乙卯
天皇御内安殿遣使供幣帛於伊勢大神宮并以皇太子女井

上内親王爲齋内親王とあるといは、事始と云べきに似
ぬりと雖例幣の事ハ其後の紀文とて載らば此ハ齋
内親王を進らぬに就て其例幣の事を云ふれば此を
立て始とは定め難あり既に夫より以前に出來たる大嘗
令に季秋神衣祭神嘗祭と相並記を尋むると思ふべし後
記にも九月に御使を参らせられたることを記されたるの
に何か子細あるに依りてなり其心して見るべき物なる
云々まは甚も久しき神代に起りある事にて中々人世に
定る所からば天皇代同大殿に座し程ハ天皇の新嘗と皇
大神の神嘗と同時に有て行はれたるなり神宮を伊勢に
定免られぬよる九月乙卯十一月に相分たせ玉へる事既
に大嘗祭の條に云ふが如し云々○四時祭式に伊勢大神
宮神嘗祭云々今云こは上にしければ略すとある大神宮式

に朝廷幣とあはれ是也云々此詞に常母進流九月之神嘗乃
大幣乎云々令捧持玉進給也あはれ此を云かり大神宮式
に使中臣申詔刀とあはれ此を事儀式に好申且進祖と
あはれにて知られあり大神宮式に九月神嘗祭也あはれ幣帛
は大神宮司の宛奉る所にて其詞はこの次に見えたる宮
司宣祝詞とあはれ是を云々○大神宮式に九月神嘗祭云
々と幣物の事を記略終に右月十七日祭大神宮禰宜大
内人各着明衣分頭左右官司立中次使忌部捧幣次馬次使
中臣次使王入就内院版位使中臣申詔刀訖亦神宮司宣祝
詞餘儀同月次祭と見えたり右は幣物の例かりとあはれ
も大神宮に寄奉る三箇神郡并六所神戸及諸國神戸の調
庸田租を貢奉る其御祭を荷前と云は先づその先荷を

奉るまことに祈年月次祭詞に荷前者皇大神乃大前爾如
横山打積置玉殘乎波平聞看とあはれ是にて皇大神の神嘗
は九月を以奉らる玉をて天皇の大嘗ハ十一月に聞看す
御事也この九月と十一月とに定れることは師説に神宮
朝廷のは建寅の正月を以敷ふる十一月を以聞食す由弘
仁曆運記考に云れたる實に然る事あり
皇御孫命御命 講義云命字落九り今源齊恒朝臣の校本に
依る○今按にま乃命字あはれ由は考にも云きあり但
し古くは皇御孫乃命止稱辭竟奉などいふ例もあはれど此
は猶あはれよき

九月之神嘗 講義云神封神田より神宮に貢奉る當年乃新
物をもて祭り奉る中に新穀を以始えて大御饌に忌炊
を奉り又白黒酒に醸し供奉る神事あるが故に神嘗と云

て朝廷の新嘗と其事異からせ云々

大幣 講義云ふハ神宮の神嘗祭に付て奉らせ玉ぬ内藏寮の御幣あり

某官云々 講義云大神宮式に神嘗祭幣帛使取王五位以上ト食者充之云々

○

豊受宮同祭 講義云大神宮式九月神嘗祭の條に右月十六日祭度會宮十七日祭大神宮と見えたり朝廷にて幣を班する時も先度會宮次大神宮とあり

天皇我御命以玉 考云右の五十鈴宮にては皇御孫命で申し山田原にては天皇と宣召らば此頃に至りては豊受皇神として祭り玉ぬ故やも云べられど上の詔刀ども

ハ然分てる由も見え給ば此詔刀書る時々の違ならむ○講義云大神宮乃には皇御孫命大命以てあるをかく異かるとは後きて出來るならむかとも思へども然に非ざかにもるくにも云る其頃の習俗に依終るなり

皇神前爾 講義云上かるとは豊受皇神云々とあるをかえり申す事は後紀天長三年の告文を始免て枚舉に暇あらせ

○

同神嘗祭 講義云ふは二所大神宮に通じて申詞ある事六月々次祭に於けるが如し此なる同字ハ上の二を合せて受たれまとい既に云り六月々次祭ともに同祭の祝詞あるを別條に出されたれ事は上なるは使中臣申す所にして唯幣帛の事を稱り此文ハ大神官司の宣る所にして御酒御

費懸税とを擧て神嘗の由と云るか
申進 講義云儀式九月十一日奉伊勢大神宮幣儀に好申且奉禮と大御命
宣しぬまへる其を指るか江次第には如常能申且進也
も常毛奉流長月乃神嘗乃御幣曾汝中臣能申且奉禮とも
あり云々

懸税 考云税の本を以は賦役令義解に凡官稻之源出自
田租即分爲三一曰大税二曰穀穀三曰郡稻也此税は一國
一國に貯置也もとへば十五万束の稻を民に割付て貸し
其元を大税也云て毎年に動差置く也もて貸る利を取
て京へ上る是を穀穀といふ穀にて上る故の名也右の大
税を田力といふハ春百姓のかきて田を耕る力とす其由
かて然るを神田の稻を貸る事は無税と爰には公田の税

の名を借て書志のみきて既に大神宮式を引が如し五十
鈴宮に小税二百三十束大税二百八十束片税一千二百二
十二束也あはば如横山積置べじを終て懸税といふ事い
ふかして伊勢人に間に此祭には新稻の類を束糸て竹
に着て數多奉ると云へりもらば其懸て奉りしを大前に
立たくとも如横山と云べし古き物語文かども此事あ
り又田舎にて新稻を小竹乃末に着て初穂として奉るま
あるも是に似たり○講義云懸税ハ世記に所謂懸久真か
り大神宮儀式帳に細税大半斤ト太斤トといふ止由氣宮儀式
帳に細税稻大税稻懸税稻といふ大神宮式に小税大税斤
税也あて合て三等也細税細税稻小税同ヒく大半斤大
半稻斤税同ヒき事合せ見て知る
し懸久真と云ハ右の三等乃差別を立だしていふ稱かり

世記に拔穂爾令拔天皇大神御前爾懸久真爾懸奉始支云々千稅奉始事因茲也と見えより懸久真とは懸米といぬ事からむ和名抄淡路國郡名に神稻久万之呂とあるも何ぞも神封乃田地に付て號たるかべし云々世記に云々先穂乎拔穂爾令拔半分大稅令拔皇大神御前懸奉拔穂者號細稅號大劫大半^{ナカ}御前懸奉仍天都告刀千稅八百稅餘止申且仕奉也云々此の趣にては此一基にして千穂八百穂に茂^シ拔穂に令拔て細稅と名け其を一束^ヲ大劫と云その半分を束終て大稅とも大半とも號たる也云々細稅は大神宮儀式帳及大神宮式とも^ニ以一把號一束とあり斤稅一束を十分ある一か^ニ大半斤又大稅とも云細稅に對^シるか^ニ儀式帳及大神宮式とも^ニ大稅以^テ五

把爲束とある此を二合すれば一束とみか^レり大斤は止由氣宮儀式帳に^テ懸稅あり打任せて世に^テ束な^レ故に別に名目を立^テ終^テも細稅大稅と云に對^シて大劫とは云初^メしか^レるべし云々^ニ懸稅は内外の玉垣に懸奉^ルと二所大神宮儀式帳に見^ル所^ニが神田の御稻は拔穂の任に正殿の下に置奉^ル御倉に納奉^ル例なり云々此神田の拔穂稻ハ右の細稅大半斤大斤の外也云々

千稅云々 講義云^ク數の多きを云り行事記なるには千稅餘八百稅といへり

九月十七日 考云豐受は十六日ちぬ事略て註せ

齋内親王奉入時 考云齋王改り立ふは初め時は九月此初の
間^{*}に齋宮へ下り着まして此神嘗祭に初めて仕奉りたは
へり故に神嘗祭奉^レ詞に次て此詞ハ申させ玉へるきて
齋王に立玉むて初^レ野宮に坐す事三年その三年に當^レ
八月の末に京を立ほして九月乃初に伊勢へ至^レ給へる
事後の紀どもに見ゆ入るまふ日は卜^レて定む仍て朔日
或は四日なども有しを紀ども是は後の定めにて古^レ天
武天皇乃御時は十月元正天皇の御時は四月聖武天皇の
御時は九月之伊勢此齋宮へ入るはむし○講義云本に奉
入とあきど今は出雲本に従^レり齋宮式に卜^レ定吉日臨^レ河
拔^レ禊參入於伊勢齋宮とも九月神嘗祭使云^レ當齋王參入
之時即倍從參入とも書^レる例あはば也云^レ○齋内親王と

聞ゆるは皇御孫命の御手代^マて掛卷も心とも畏^レ天
照大御神を齋奉らせ給ふ由に縁^ル稱か^レ其始皇大神皇
御孫命同大殿同御座に坐て神物官物未だ分^レざりし間
に皇女等の其祭祀を主^マし^レ故を以崇神天皇乃大御
世よ^レ以降皇女を託奉り給^レ常典^マか^レるならし云
々○齋宮式に凡天皇即位者定伊勢大神宮齋王仍簡^レ内親
王未^レ嫁者卜^レ之云々とあ^レて種々の公事神事等の事あり
進^レ神嘗^レ幣^レ詞^レ申^レ終^レ次^レ即^レ申^レ云 講義云此はて題號なり其詞は
次に擧^レた^レが如し云々をて此詞を神嘗の詞分として奉
始^レたるハ元慶の度にや在^レるむ然^レきはま^レ此儀式にも載
るら^レ終^レざるかり^レる三代實錄元慶三年九月九日丙申伊
勢齋内親王入齋宮是日云々天皇御豐樂殿令^レ發齋内親王

天皇喚中臣云々右大臣代天皇勅曰常毛發遣留九月神嘗幣帛曾汝中臣如常久申天奉進禮止宣云々又勅令奉進留齋内親王波此依恒例天三箇年間波齋清天天照大神乃御杖代爾定天奉進留内親王曾中臣宜爾告介申天奉禮止宣云々とあるハ神嘗の幣帛使に齋王を託るはふ事の物に見えたる始かり云々○此に神嘗祭詞の辭別あるが故に齋内親王参入時詞やハ記を是次へ直に續めて有流るを何時よりか別行に分ちて終に此詞の題號の如くかき置るかり故今も本のまゝにして改免せ

辭分豆云々 考云上に詞ありて次にかゝ擧いぬ事既に多し○講義云辭分豆申給久ハ上の九月神嘗祭詞を申畢て次に此齋内親王を奉ら給ふ事を申させ玉ぬか

今進留 講義云齋内親王初免て神嘗の祭場に参入給ひて其儀式に預り奉仕ら給ぬその現在奉進るといふ義也

齋内親王波 後釋云ふの波てぬ詞ハ必是乎とあるべき事かゝ御杖代と定てや續々語なす波にてハ叶ハせ○今按に此説さる事かたど諸本同じるれば妄に改免難し故姑く本のまゝになしれたるなり

三年齋比清麻波 考云右に云が如し借古を大和の都にてハ泊瀬に初めの齋官ハありき山城の都と成てハ野宮かり

御杖代云々 考云垂仁天皇紀書小に以倭姬命爲御杖代貢天照大神新撰姓氏錄に山猪子連等仕奉上官皇太子御杖代かどあり○講義云御杖代ハ御杖實なす垂仁天皇紀一書

に云々考に引るをて御杖とハ皇大神宮の御杖代と申は
ま_とにて天皇の御杖の意にあらま此ハ其御手に附て傳
き奉る事を云かり儀式帳大物忌職掌の條に此皇大神手
項奉齋内親王朝廷還參上時爾云々以川姬命大神爾令傳
奉_且從其時始_且大神專手附奉_且令傳奉とあるを以て其
御杖代の意を思ぬべし然れば代は物實禮代などの如く
其下に添云にて御杖は皇大神に係り代は齋王に係るた
るま_や明_るし云々

堅磐爾 考云堅磐にとのみ云ふ言は無し此上に常磐爾乃

三字を脱せし物からむ

御座坐志米 後釋云オホマシマサシムと訓べし大座坐

といぬ事古言に多く例あるま_やあるを云々たはします

と云も大座坐の約りたるかり云々

御杖代止進給布御命乎 講義云上に齋内親王波依恒例_且

三年齋比清麻波御杖代止定云々の結び也御命は群行の

時天皇の中臣を喚て仰玉へる御命にて江次第に又勅令_且

奉進齋内親王者此依恒例_且三箇年間波齋清_且天照大神

乃御杖代仁定奉進内親王曾中臣宜久吉久申_且奉_止宣と

あるを受賜はりて中臣乃此詞を以て皇大神の大前に

申すかり

大中臣 考云御使の中臣なり

茂稗 考云嚴矛也○講義云今いふ杖の如き棒にて其製は

榎木を以爲るかり此を思ふに伊箇之の伊は發語にて榎

有しまと古人の説もあきと伊加之を檀の義とするは如何あらむ然れども必茫然らざとも決め難くはほゆれば引出つ

中取持臣 考云才は柄の中らを握持つるをもて神と君との御中を事宜しく執成申す由に譬へたる言かり既に云る如く舒明天皇紀に大臣所遣群卿者大。群。卿。は。蘇。我。部。蝦。夷。の。紀。な。ど。の。從。來。如。嚴。才。人。此。云。伊。箇。之。保。慮。取。中。事。而。奏。請。八。氏。の。人。也。の。從。來。如。嚴。才。人。等。也。故。能。宜。自。取。父。云。々。か。て。中。臣。の。神。爾。在。る。も。神。と。君。と。の。中。取。る。由。に。て。中。臣。と。云。名。あり。云。々。○今按に大中臣の事は大祓詞にいひ茂稗云々の事はなほ中臣壽詞た云と見るべし

遷奉大神宮祝詞 考云凡大宮二十年一度造替正殿寶殿及

外幣殿度會宮及別宮諸社皆採新材構造自外諸院新舊通用宮地、定置、二其舊宮新寶遷取新殿云々凡大神宮年限滿應修造者遣使使判官主典各一人但使判官任中臣忌部二氏孟冬始造之神宮七院社十二處朝熊社等此度山口神祭探正殿心柱祭攝社地鎮祭造船代祭營造神寶并裝束使など種々の事ハ式に委まけはまゝに略あり○今按に考に記をきたる凡云々とあはれ二條とも大神宮式の文なり但し大宮である大字の下に神字脱たす○後釋云此にのみ祝詞とあるは他例に違ふり

皇御孫能御命 後釋云孫の下に命字あるべきを落たるか○今按に如此る例も間あれど猶命字を補ふ方とし出雲本には加へられたり

廿年爾一遍比大宮新仕奉_レ氏 講義云凡大神宮二十年造替
正殿寶殿及外幣殿云々とあり是にてそは既に引る如く
雜事記に天武天皇朱雀二年乙酉九月廿日依_レ大左臣宣_レ奉_レ
勅伊勢二所大神宮御神寶物等差_レ勅使_レ被_レ奉_レ送_レ畢_レ宣旨_レ狀備
二所大神宮御遷宮事廿年一度應_レ奉_レ令_レ遷_レ御_レ立_レ爲_レ例_レ也と見
えたる此御例を天地と共に彌遠長に傳へさせ給ふが故
に常例爾依_レ氏_レは申_レ也朱雀三年以往之例二所大神宮
殿舍御門御垣等官司相待_レ破_レ損_レ之時_レ奉_レ修_レ理_レ之例也而依_レ件
宣旨_レ定_レ遷_レ宮_レ之年限_レ又外院殿舍御倉四面重_レ御垣等所_レ被_レ
造_レ加_レ也とありて夫_レより以來東西に定て更々其地に大宮
柱太敷立高天原に千木高知て稱辭定奉るま_レと書典に記
述までもあらざ見たり聞たり人の能知するが如し

御裝束物云々神寶云々 考云この御裝束神寶みか式に委
し
儲備_レ氏_レ被_レ清_レ賣_レ 考云宮材を採る山口祭の時より始て度々
の被あり殊に御裝束を奉_レ前には大裏を始免て京城近
江伊勢まも大神宮にては御使立て被_レの事あり
辨官某位云々 考云是は造官使の外に右の裝束雜物を送
奉る御使に辨大夫一人史一人史生一人官掌一人使部二
人太政官より出立あり神祇官よ_レも史史生神部卜部等
をして部領し送奉る也又九月十四日粧_レ饒_レ度_レ會_レ宮_レ十五日
奉_レ徙_レ御_レ像_レ 御船代同日粧_レ饒_レ大_レ神_レ宮_レ十六日奉_レ徙_レ御_レ像_レ ○今按
に大神宮の御事は延曆大神宮儀式帳同豐受宮儀式帳延
喜大神宮式建久大神宮年中行事記まも大神宮雜事記の

類を併讀して詳なる事を知べし

○

遷却崇神 今按に考に祭詞二字を加へて理に依て補ふとあるを後釋に祭字はまの事なれど詞字は例に違へるや云れども○講義云上件祈年祭より以下遷奉大神宮祝詞まては凡て四時祭の統屬なるを此より以下出雲國造神壽詞に至るはて三段は共に臨時祭の部類にて其事其略を得て被行する神事かす但右の四時祭といふ中にも大奉入時及遷奉大神宮祝詞の二段は毎年の事に非れども此二ツ共に九月神嘗祭の度に在故に今も四時祭詞の統屬に入たれども其實は是も臨時にあり今も四時祭詞の事ある由其詞の下に注せるが如しさて臨時祭式をもて推すに遷却崇神祭といぬ條あるまゝと無志と雖此詞の題號とは其祭號の異にして載られたるべくはほえたを

ば此詞文とその臨時諸祭の幣物とを合せて曉り得べし凡ての例に倣ひて今此を校合せ見れば似着きた物種々あり其一一ハ霹靂神祭の幣物此詞に載る所と大に同じきが其終に右荒魂和魂各中分並煮粥而祭若新有霹靂神者依件鎮祭移桑山野にありハ詞に皇御孫尊乃天舍之内爾坐皇神等波云々自此波四方手見霽山川能清地爾迂出坐岳宇須波伎坐世止云々であるに叶ふれば此其迂却崇神祭乃一かりとハ知らざたり二にハ同式に羅城御贖といふ一條あり云々その羅城御贖に次てハ八衢祭云々を見えたる幣物の員數の大凡此詞に載る所と同一は彼四時祭式に六月晦日大祓ありて己然の罪穢を清免道饗祭を行はれて未然に禍災を避るとその旨全く一なるハ大

に所由ある事也云々臨時祭式に付て事状を考るに或は
霹靂の度に當りては其怒氣を山野に移し或ハ八衢祭を
行はれて京城内の妖氣を攘む或は疫病の時などはその
疫神を祭りて不正の氣を逐ふかどそ終も去終も崇神乃
心あるが故にそ禊祭を和免遠く迂し却ふに於ては何
れにも此詞を用ゐらるゝものと見ゆれば臨時祭式に別
に迂却崇神祭といぬ條は立らるまじきまとかま云々三
には臨時祭式に宮城四隅疫神祭云々畿内十處塚疫神祭
云々とあるハ上なる道饗祭の條に注る如々その疫神を
云は疫を防ぐ神にて所謂障神祭あるが古く有來し事
あるを如此其處を定免られふるに續紀寶龜元年六月壬
辰朔甲寅祭疫祭於京師四隅畿内十處とあり其略よりの

事あるが云々右の如く迂却崇神祭といふ物乃大体三條
あるがそれにて付て猶つらゝ思ふに此詞は彼道饗祭を
本に取りて作るも著く彼詞に高天原爾事始且皇御孫命
止稱辭竟奉とあるを此詞に高天原爾神留坐且事始給比
志云々とありてその言の狀乃同じを出たるは其を本に
取て物せるが故ありて道饗祭は障神を齋ひて鬼魅
乃外より來るを路上に饗し退めて其内をして安からし
む其の祭あるを此祭は或は霹靂或は疫癘等の時に當り
てその荒ひ健ぶる神靈を外に迂し出しめてその内にあ
る所の妖氣を攘ひ逐ふことなり此即ち四時祭と臨時祭
とに相分るゝ所以なるものなり

神留坐且 後釋云々は皇御孫命を天降し奉りたまぬ事に

流きて云ひ出る語なれば神留坐豆と姑く語を切りて下文乃天降云々へかちて見よば云々

神漏岐神漏美 講義云常には皇親とか親とかの詞を上にくべきを然らざれば事始給ひしより直に續くが故なり

天之高市 考云高はほたゑいふ言市は天下を集へらるゝ由かり云々○記傳云市とは四方を人集る所を云なきは必しも物賣者の集るを京次もほめて高市云べきかる神代に高天原にても會八十万神於天高市と有て人の集る處をいぬ名也大和國の高市郡も神武天皇乃畝火宮の地に就ての名かるべし○講義云天國の中にて諸神等乃集會たまふ域を云る神名秘書に天之高市天宮是也と

あるが如し神代紀一書に故會八十万神於天高市而問之とあるに正書に八十万神會天安川邊とあるは天安川乃邊なる平地乃最高處をいふ市では神等を集る料に設たる所なるを以いふ後に交易人乃集る所を市と云ふ是をさ出ふる也○今按に多加伊知と訓べきまてたぼゆれど古事記に多氣知と見え和名抄にも多介知とあり古くより約て云ひ習はしかるべし

我皇御孫之尊波云々 講義云此段すべて大祓詞に同じ但彼詞には荒ぬる神を神問入神穢ひの事を文の中間にて云ふを此ハ末に廻して其事を委曲に云む爲に此には省みたり云々彼詞は此國を安國と平く知食す御事を專と立て此詞ハ今も荒び餘ふる神のあるに當りては迂却

ふ事か故に荒ぶる神乃言向乃事を云ひ列糸て即此詞
の首尾を全くす故にその差異格別也○天より降りた
き玉へる大綱を先づ此にかく云にきて次に荒ぶる神云
ふの事を演て小目とせるなり
神議々給時爾諸神等皆量申入 考云上の議ハ漢ぶりに書
き下乃量ハ皇朝の言を專として書ハ○皇朝にはかると
ゆふふとハ手と以物を量るがもとかりを統を購して目
もてはかり言もてはかるとも云りては上下の言にて明
かに分るめり漢國にてはそれをまといに字を造りて
目ぞるしとせり云ふ
天穗日之命 考云此命は須佐之男命の御子也○今按に此
神須佐之男命の吹生し玉へるなれと天照大御神の御統

玉と物實とをれば天照大御神の我御子也と詔ひしよと
紐記の本文の如し然れを急々考の言の如く云てハ皇統
も須佐之男命より出たると如くにていかゞかて此ハ大義
に係る事にて思を誤る人もあれば殊さらに論ふなと
健三熊之命も隨父事耳 考云父は穗日命。事は言なと○今
按に日本紐に大背飯三熊之大人亦名武三熊之大人とあ
りよは古事記なる應比良鳥命と同神なるよと古史傳祝
詞講義等に委し被き見れべし
天若彦 今按に天若彦がよと紐記に委まると人も大方知れ
るが如し

高津島映云々 考云此は名無雉を云り云々○講義云よハ
天神の御罰か後ば此を映ていふべきから終ども云々

ハ國は神乃も其所由ハ知らざれば間乃謬を以傳るもるも
り大祓詞なる高津島災もそまに罹るる人の方よりまそ
ハ災やも云べき状あり奉れ實にハ天神の御罰おれも有
かむが爲にその本源より正して其罪咎を攘ふかそ云々
更量給也 講義云先に征伐と云て遣まきたる天若彦の然
しハ壯士なりしハ其威力足らざりし故に國神に率ら終
て遂に忠誠ならせ成りそまに泣きて身亡にしかば更に
事を敬えて議り玉るるなり眞字大に力あり心を留めて
見るべた也

經津主命健雷命云々 今按にまの二神のまと日本紀に詳
かり

神攘々論云々 講義云神代紀一書に故經津主神以岐神爲

郷尊周流削平有逆命者即加斬戮飯順者仍加褒美云々
あり右の有逆命者即加斬戮ハまの神攘々に當り飯順者
仍加褒美ハ此乃神和々に當れ云々

如此久天降所寄奉志云々 考云まの句ども大祓詞に全
く出てそまに考もいもつ ○講義云當世乃天皇乃大宮造
乃事を申さるまと全く大祓詞に同じ上に皇孫尊云々天
降寄奉まとあるは天より始めて下り來坐る瓊々杵尊乃
御事を申せるが其初國知しハ大宮造の事を一に兼て云
降せれも乃なり

天之御蔭云々 考云仕奉乃上に美豆乃御在所ちぬ言ある
べきをまには省きて次下に云も文也 ○講義云上に天
之御舎の事あるべたをそは下へ廻して其用ある所に置

て受はかえ云て其天之御舎と造仕奉るまこと申せる也
大祓詞には皇御孫命乃美豆乃御舎仕奉る天乃御蔭日乃
御蔭止隠坐豆とあるは下に御舎の用ききが故あるを此
は其天の御舎之内爾云々
安國止平氣知食武講義云天神等の上件の如く此國乃荒

ぶる神を言向るを給む皇御孫命乃安國を安るを知し
免すべく物し玉へまば其御殿乃内に於て其妨を奉るま
と乃無き筈の事おれば先此にかく云て下に神等の荒び
健ひ崇るまことを述て其義を戦はせたるあり

天御舎之内爾坐講義云天皇の御殿に崇をかゝて坐す神
といぬほどの事なると天御舎は古事記に天之御舎とあり
るくて天某と云は天上の物は凡て美たく麗たを其に
擬む物するをいふ云々坐ハ次に荒備給比健備給比崇給

云々とあるその如くして天皇の大殿内に在るを云る○
今按に後釋に内爾の下に入來など乃字ありまが落ぬれ
かるべしと云きたる一わよりは然る事の如くおれど講
義の説にて聞えぬれば本のほゝにて宜し

皇神等講義云何れの神の御心をも知らざるもあるが爲
に廣く皇神等といへるあり

荒備給比講義云上に荒ぶる神等を神攘々平氣武止云々
荒振神等を神攘々給比神和々給云々と見えたる天神は
御趣けに對て云る也下に高天原爾始志事乎神奈我良毛
所知食豆と有を照應て知られぬり

健備給比講義云動作乃一途に強悍とて他に顧る所なき
と云て常に武勇を云は異なり

崇給 講義云神等の御怒はす時ハ災異をもて示し給ぬが
此ハ荒ぶる神の荒びをも神の御心に怒ります事あてて
崇る玉ふとは云るなり

高天之原爾始志事乎云々 講義云皇孫命乃御世乃次と受
給る保給らて天下に敷給る行も玉ぬ大御政はしも皇祖
天神乃御事依し坐る神代の古事に依る給ハざれ所かき
を殊に天社國社乃皇神等を齋き祭らる玉ふ御業ハしも
高天原に事始て傳るませ玉ふ所なり云々崇神を迂却こ
とも申迄もか皇祖天神の始をせ玉ぬ所なればか高
天原に始し事とハ云へり
神奈我良毛所知食且 考云夫の理を云を明らぬむて上
に天津御祖乃詔云々の事どもを擧いむるハ文理宜し

きかり ○神奈我良毛は孝德天皇紐の詔に惟神者隨神道亦惟神者隨神道亦
道也 我子應治故寄是以與天地之始君臨之國也まゝ万
葉に神隨神佐備世須登とたほくも免り即ち神にたはす
がまゝにちぬ言也まゝはそ終を本より知たハする神に
更に申す由に云りなからちぬ言後世人乃たもふとハ異
ふて古ハそのまゝといぬ言にのまゝいへり ○講義云孝德
天皇紐云々万葉云々まは高天原に事始は玉ひし神魯岐
神魯美命のまゝと依し奉りぬまへるはに 奉る行はせ
給ぬ事にて其事の有べた狀ハ物志玉ぬ謂也 ○崇をかす
神も神にてはせば此天宮事を疾く知ぬと免し辨へるは
玉ふやかり

神直日云々 考云上乃大殿祭の詞に云々 ○講義云その荒

ひ健ひ崇り、あし、禍事をも、直し玉をてそを迂し却ぬ
其神乃持罷り退玉ひてかり

自此地波 講義云天皇乃御舎の内を云り但その大宮所の

と云も更あり此地と
あるを以さるとるべし

四方手見雲云々 考云光仁天皇紀代詔にも見行弄賜、山

川能淨所者ち、言あり○講義云高た處を云るり祈年祭

月次祭乃大神宮、詞爾皇神乃見雲志坐四方國云々とあり

そハ上天より此國を見雲か坐を云るが此ハ山川

乃清き地と四方を見雲すと云○今按に山川ハ山、川

とされば川を清て訓べし濁りて訓ば山乃川といぬ事に

なかり 遷出坐豆 講義云その崇を爲居此地とては山、川と乃清

き地へ移はし出し奉るはに、出行はせまへとな

宇須波伎坐世 考云あの言は古事記に問大國主、神云、汝

宇志波那流葦原中國者云、万葉に宇志播吉伊麻須諸能

大御神等また字を借ては牛掃神牛吐かとも書たりま

に宇須、有と音通へりかくて音の意は丹波、道主王、申

を美知宇斯、王とも書たるをむかへて宇志ハ主乃意か

を知り波伎は張なり万葉に山吹を山振、書支茅子、を波

利ともよえ、如く伎と利と通はし、ふま、常也然ま

ま、ハ山川を主張坐ちぬまと也○記傳云、あれも然るま

となれど猶張を波久と云る例を、波久は佩、

刀着、香などの波久と同じく身に着て持つ意ならむか猶

見明物止鏡 講義云鏡は向ひ見る料乃者なる故に云り明
は詔辭解に物を見て心を晴すなり云々

翫物止玉 講義云見えて、翫弄也玉を手にとりて取持て翫ふ

射放物止弓矢 講義云弓を引放て物を射ると云なり

打斷物止太刀 講義云打は討かり斷は切かり云々物を刈

斷故に太刀を名づたるその用を云也

馳出物止御馬 講義云馬は走出る料なる由なり

米爾云々 今按に鈴屋大人は疑はれたるを講義に米爾毛

は右乃和稻に當り穎爾毛ハ右の荒稻に當れ、ば姑く本

の語にて有んとぞ思ぬと云へば從ぬべし

八物 今按に考に八取机物といふを略する也としてヤトリ

ノモノと訓を後釋には凡物の誤なりとしてツクエモノと

訓み几ソコ代物シヤク云に同じとあり

御心毛明爾 考云荒ぶる眩は心くらく和免終眩は心明か

かマ○講義云明ハ其迂却らば、に依て幣帛をも奠らば

るまを隈なく聞食てなり○神ながら鎮座を神にて坐

す任に高天原に事始免て皇孫命乃御世の次々行はる玉

ぬ神事かゝるとを明に知食て山川の清地に迂り却るき

給む其地を宇須波枝坐て御心も和るに鎮座坐すとい

ぬなり云々

○

遣唐使眩奉幣 考云臨時祭式に開遣唐船居社住と有に

同々あるべき也云々同式に開船居社住之神祇官差使向社祭

之とあは是也船居とは湊に船を留め置く處をいふ續日

本紀に播磨國の某か船居れ地を奉りて位を賜はるる云々
やもあまきして開船居とは初めて其湊を撈出るといふ万
葉に朝開きてまき行かど多くとめると擧て冠辭考に委
ふく云ふは異國御使遣るゝ事推古天皇十五年紀に大
禮小野妹子遣唐國とあり云々

住吉 考云是は神代紀に伊弉諾尊築紫檉原に身禊して生
玉ふ底箇男中箇男表箇男三神也きて神功皇后新羅より
歸りまはれ此三神の教に依て穴門山田邑に其荒魂を祭
らる其明年皇后の御舟攝津國牟古水門に入給はむとす
るに御船回て進ざりし時々の三神誨る玉はく吾和魂居
大津淳中倉之長峽使因看往來船於是隨神教以鎮坐焉則
平得度海と紀に云り此大津ハ即万葉に住吉の三津に船

乗りと遣唐使のよやとを免れ同じ津かり○神名式に攝
津國住吉郡住吉坐神社四座名神大月次とあり是ハ其後
神功皇后とも齋ひ奉りて四座と云り○住吉は須美の延
ちふ假字ハありて須美與志ちふ言ハ無し古へも吉を延
や云り云々○講義云住吉社に付て祭らまといハ古事記韓
國御言向の御諭言に是天照大御神之御心者亦底箇之男
中箇之男上箇之男三柱大神者也云々我之御魂坐于船上
而云々以可渡とある如く彼韓國次歸せ玉ふこと天照大
御神乃大御心と専ら此住吉大神の執行はせ給ひし古事
のある故に徒に船路の守護のみならざ凡そ外國乃事に
此時より始めて預り玉ふ所謂あるが故なるそは新羅を
平竟て歸る玉へる條に再以其御杖衝立新羅國主之門即

以墨江大神之荒御魂爲國守神而祭鎮還渡也とあるをも
て知れべし

稱辭竟奉 今按に原本にまの稱字かきを考に補はき講義
にもそれに従へり

大唐 考云唐法を受るにあらぬに大と責ぶは奈良人の
が言也云々○今按にまれのみからる後にも大明かどい
ふ皆同し非事かり但し古とは唐國をも蕃例に入たる御
さだめなれば大字必しも責みてにはあらる此事鈴屋大
人氣吹舍大人かども云れたるまとあり内外の別を明る
にせむ人そく心得居べきまとかる

使遣 左 半 考云遣唐使なる○今按に考に使の下に者字を
補はき九條どそは非なるまと下に擧る後釋の説にて知

べし

播磨國 利 與 講義云上に使遣をむやある大御使の播磨國を

り船乗して其船居を開き渡ると云かり○今按に此ハ室
津かぬまと講義にいへり

船乗爲豆 後釋云乗下かぬ止字は後人のをかしらに加
るものにして船乗してかり

使者遣 止 佐 半 後釋云者は辭かりき後ば此使も上に云る使

と一にて遣唐使と云なり云々後の心もて思へば同し遣
唐使のまとと二ぬび云はむは煩した様なまとも如此云
ぞ反て古語のまにありある

教悟給比那我良 考云まれも既に云ぬ神隨のかからにひ
とし教へ玉ぬまにちぬまとかり

船居作給波部

今按に考に去の頃難波の湊塞終る事あり
て播磨の津より發んと議り給ひしに神の御誨ありて忽
船津乃開きし時の事を見たりといふ此詞のまは奈良
朝に此事有しを續紀に漏れたる又奈良より上代の事
かりしを後にかく稱ふ申せるかと云きあるを講義に古
事記に仁徳天皇乃御代墨江津を定免玉ふとある所乃傳
に依りて住吉社をも住吉津をも今の地に迂し給ひしは
仁徳天皇の御代にて凡て此大神は異國の事を知看す故
に唐國へ御使遣はず眩も殊に此津より發船するあるべ
たふとを擧げ此詞の源由は三韓の日本府の宰を遣はす
眩に起終るなるべきふとなど委しく見たりたれど所狹
れば引出せ

禮代乃 考云ふの言次乃神賀詞に神禮自利臣禮自といふ
續日本紀の伊勢大神宮へ乃詔爾禮代乃大幣ともあり其
外にも見ゆぬやはあやまむかへり申す事代はその奉る
物實をいふ古事記に安康盜取其禮物之玉崇神天皇紀に
取倭香山土裏領巾頭祈曰是倭國之物實反之こ終等あり
云々

幣帛乎官位姓名爾使捧養臣 講義云臨時祭式に開船居祭
云々右神祇官差使向社祭之と見えたるあれなる
進奉止久申 考云ふは御使の宣る詞あり又ふの眩住吉乃祝
部の申を祝詞もありはらむ万葉十九に天平五年遣唐使
に餞する眩の歌に住吉に伊都久祝が神言と行得も來得
も船は早き又同眩贈使歌をらみは山跡國青にとし平

城の京師ゆたして難波にをだす住吉の三津に船のり
ぬゞ渡り日入る國に遣をゆわが君を懸まくのゆゝ
志恐き住吉乃吾大系神船のへに守しはきまし船ども
爾御立し坐てきしをらむ磯の崎々まぎはてむ泊々に荒
風波にあはせ芝平を率て歸りませもやの國家にちふ
意詞の祝詞に有をもてよ免れなるべし○後釋云此祝
詞は語とのむて古しきは古への御代に此云々の事の
ありし時に作たりし祝詞なるを後まで用ゐられしにや

明治十六年九月十一日反刻御届
全 年九月 出版

定價三拾錢

東京府士族

著述人 久保季茲

全

原版主 平田胤雄

大阪府平民

繙刻版人 大村安兵衛

東區淡路町二丁目十八番地

發賣書肆

大 阪 書 肆

此花北北鹿小赤中阿梶淺森辻濱三前前岡中此田前松柳
 村井尾村田谷志尾島田井本本本木川川田川郵中川村原
 彦卯禹孝靜卯忠新眞喜吉太信伊佐宗源茂勘正左善九喜
 三二 八 兵 太三 七兵 右兵兵兵
 助助郎郎七郎七助七造衛助郎郎助七郎衛助助門衛衛衛

備伊阿豐豐尾肥備薩雲全全全全全西東
 前豫波前前州後後州州 京 京
 岡松德大中名能尾鹿松
 山山島分津古本ノ兒江
 屋 道 島

渡土黑山野片長三吉園大武川杉田山加熊丸中眞豐梅吉
 邊肥崎川依野崎木田山谷岡勝本中田藤谷善野部住原岡
 源與源正曆東次半幸喜仁文德甚治茂正幸 啓武幾龜平
 兵 三 四 兵兵右兵 二 兵 會 太
 衛平助郎三郎郎衛衛門衛助郎助衛助七助社三助郎七助

